

2025 年 11 月 10 日

お客様各位

株式会社トヨタレンタリース新大阪

「登録識別情報制度」の利用開始について

平素は格別のお取立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび弊社は 2025 年 11 月 10 日から登録識別情報制度（※）の利用を開始いたしました。

（※登録車の所有者と使用者が異なる場合に、所有者の氏名や住所変更時の手続きを簡略化するための制度）

この開始に伴い、2025 年 11 月 10 日以降に弊社を所有者とする登録自動車の新規登録・継続検査・変更登録等においては「B タイプ車検証」が交付されることとなります。「B タイプ車検証」が交付された場合、車検証と併せて交付される「自動車検査証記録事項」は、所有者欄が省略されるとともに、備考欄に記録事項発行時点の所有者情報が記載される形式に変更されます。

なお、本件はお客様の車両のご使用に際しては、何らご不便をおかけすることはありません。また、軽自動車につきましては、本制度の対象外となっております。

以 上

本件に関するお問合せ先

株式会社トヨタレンタリース新大阪 リース部

電話番号 06-6221-0077